

証書・証明書・推薦書発行内規

令和2年1月22日

1. 証書

証書は卒業証書ではなく、修了証書を発行するものとし、6か月以上在籍した者に発行する。

出席不良や学習態度不良等で除籍処分扱いになったものには、発行しない。

2. 証明書

1) 修了証明書：修了証書対象者

2) 出席・成績証明書：期間・在籍状況を問わず、在籍していた全ての者

3) 修了見込み証明書：発行時点で修了対象と見なされる者

4) 在籍期間証明書：期間、在籍状況を問わず、在籍していた全ての者

※ただし、所在不明になったものには、一切の証明書発行は行わない。

3. 推薦書

推薦時点で通算出席率90%以上の者

以上